

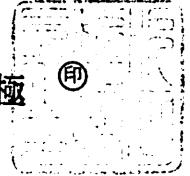
納税地	564-0062 吹田市垂水町 [REDACTED]
法人名等	有限会社 [REDACTED]
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 [REDACTED] 殿

吹田法 第 540 号

平成 25年 10月 29 日

吹田 税務署長
財務事務官

七堂 極



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成21年12月 1日至平成22年11月30日事業年度 自平成22年12月 1日至平成23年11月30日事業年度 自平成23年12月 1日至平成24年11月30日事業年度	自平成21年12月 1日至平成22年11月30日事業年度から 自平成23年12月 1日至平成24年11月30日事業年度まで
消費税及び地方消費税	自平成21年12月 1日至平成22年11月30日課税期間 自平成22年12月 1日至平成23年11月30日課税期間 自平成23年12月 1日至平成24年11月30日課税期間	自平成21年12月 1日至平成22年11月30日課税期間から 自平成23年12月 1日至平成24年11月30日課税期間まで
源泉所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税	自平成22年 1月20日至平成25年 1月31日に法定納期限が到来する源泉所得税
源泉所得税及び復興特別所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税	自平成25年 2月12日至平成25年 7月10日に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以下余白	

備考	
----	--

納税地	564-0052 吹田市
法人名称	株式会社
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 殿

吹田法 第 274 号

平成 25年 6 月 25 日

吹田 税務署長
財務事務官

石橋



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成21年11月 2日至平成22年10月31日事業年度 自平成22年11月 1日至平成23年10月31日事業年度 自平成23年11月 1日至平成24年10月31日事業年度	自平成21年11月 2日至平成22年10月31日事業年度から 自平成23年11月 1日至平成24年10月31日事業年度まで
消費税及び地方消費税	自平成21年11月 2日至平成22年10月31日課税期間 自平成22年11月 1日至平成23年10月31日課税期間 自平成23年11月 1日至平成24年 7月31日課税期間 自平成24年 8月 1日至平成24年10月31日課税期間 自平成24年11月 1日至平成25年 1月31日課税期間	自平成21年11月 2日至平成22年10月31日課税期間から 自平成24年11月 1日至平成25年 1月31日課税期間まで
源泉所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税	自平成22年 1月12日至平成25年 1月21日に法定納期限が到来する源泉所得税
	以下余白	

備考	
----	--

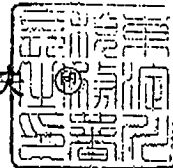
納税地	532-0026 大阪市淀川区
法人名称	株式会社
代表者又は 清算人名義	代表取締役

東淀川法 第 5756 号

平成 25 年 6 月 26 日

東淀川 税務署長
財務事務官

高橋 一夫



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成22年 7月 1日至平成23年 6月30日事業年度 自平成23年 7月 1日至平成23年 9月30日事業年度 自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日事業年度	自平成22年 7月 1日至平成23年 6月30日事業年度から 自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日事業年度まで
消費税及び地方消費税	自平成22年 7月 1日至平成23年 6月30日課税期間 自平成23年 7月 1日至平成23年 9月30日課税期間 自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日課税期間	自平成22年 7月 1日至平成23年 6月30日課税期間から 自平成23年10月 1日至平成24年 9月30日課税期間まで
源泉所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税	自平成22年 8月10日至平成25年 1月31日に法定納期限が到来する源泉所得税
源泉所得税及び復興特別所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税	自平成25年 2月12日至平成25年 3月11日に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税
印紙税 (申告納付以外)		自平成23年 7月 1日至平成24年 3月31日分
	以上	

備考	
----	--

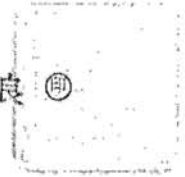
納税地	562-0043 箕面市桜井2丁目
法人名等	有限会社
代表者又は 清算人姓名	取締役 殿

豊能法第 3992 号

平成 27年 12月 25日

豊能 税務署長
財務事務官

表 正 良 印



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成23年12月 1日至平成24年11月30日事業年度 自平成24年12月 1日至平成25年11月30日事業年度 自平成25年12月 1日至平成26年11月30日事業年度	自平成23年12月 1日至平成24年11月30日事業年度から 自平成25年12月 1日至平成26年11月30日事業年度まで
復興特別法人税	自平成24年12月 1日至平成25年11月30日課税事業年度 自平成25年12月 1日至平成26年11月30日課税事業年度	自平成24年12月 1日至平成25年11月30日課税事業年度から 自平成25年12月 1日至平成26年11月30日課税事業年度まで
消費税及び地方消費税	自平成23年12月 1日至平成24年11月30日課税期間 自平成24年12月 1日至平成25年11月30日課税期間 自平成25年12月 1日至平成26年11月30日課税期間	自平成23年12月 1日至平成24年11月30日課税期間から 自平成25年12月 1日至平成26年11月30日課税期間まで
源泉所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税	自平成24年 1月10日至平成25年 1月31日に法定納期限が到来する源泉所得税
源泉所得税及び復興特別所得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税	自平成25年 2月12日至平成27年 8月31日に法定納期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以上	

備考	
----	--

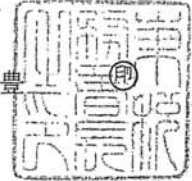
納税地	541-0048 大阪市中央区瓦町
法人名等	株式会社
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 殿

東法 第 5159 号

平成28年 6月27日

東 税務署長
財務事務官

藤林 豊



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日事業年度 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日事業年度 自平成26年10月 1日至平成27年 9月30日事業年度	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日事業年度から 自平成26年10月 1日至平成27年 9月30日事業年度まで
地方 法人税	自平成26年10月 1日至平成27年 9月30日課税事業年度	自平成26年10月 1日至平成27年 9月30日課税事業年度
復興特別 法人税	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日課税事業年度 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日課税事業年度	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日課税事業年度から 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日課税事業年度まで
消費税及 び地方消 費税	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日課税期間 自平成25年10月 1日至平成26年 9月30日課税期間 自平成26年10月 1日至平成27年 9月30日課税期間	自平成24年10月 1日至平成25年 9月30日課税期間から 自平成26年10月 1日至平成27年 9月30日課税期間まで
源泉所得 税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税	自平成24年11月12日至平成25年 1月31日に法定納期限が到 来する源泉所得税
源泉所得 税及び復 興特別所 得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税 及び復興特別所得税	自平成25年 2月12日至平成28年 3月10日に法定納期限が到 来する源泉所得税及び復興特別所得税

備考	
----	--

納税地	583-0035 藤井寺市北岡
法人名等	有限会社
代表者又は 清算人氏名	代表取締役

富田林法 第 1158 号

平成 29年 3月 27日

富田林 税務署長
財務事務官

田中 卓



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成25年 9月 1日至平成26年 8月31日事業年度 自平成26年 9月 1日至平成27年 8月31日事業年度 自平成27年 9月 1日至平成28年 8月31日事業年度	自平成25年 9月 1日至平成26年 8月31日事業年度から 自平成27年 9月 1日至平成28年 8月31日事業年度まで
地方 法人税	自平成27年 9月 1日至平成28年 8月31日課税事業年度	自平成27年 9月 1日至平成28年 8月31日課税事業年度
復興特別 法人税	自平成25年 9月 1日至平成26年 8月31日課税事業年度	自平成25年 9月 1日至平成26年 8月31日課税事業年度
消費税及 び地方消 費税	自平成25年 9月 1日至平成26年 8月31日課税期間 自平成26年 9月 1日至平成27年 8月31日課税期間 自平成27年 9月 1日至平成28年 8月31日課税期間	自平成25年 9月 1日至平成26年 8月31日課税期間から 自平成27年 9月 1日至平成28年 8月31日課税期間まで
源泉所得 税及び復 興特別所 得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税 及び復興特別所得税	自平成26年 1月20日至平成29年 1月20日に法定納期限が到 来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以上	

備考	
----	--

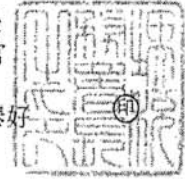
納税地	599-8262 堺市中区八田北町
法人名等	有限会社
代表者又は 清算人名義	代表取締役

堺法 第 2442 号

平成30年 5月 28日

堺 税務署長
財務事務官

高岡 泰好



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自平成26年 7月 1日至平成27年 6月30日事業年度 自平成27年 7月 1日至平成28年 6月30日事業年度 自平成28年 7月 1日至平成29年 6月30日事業年度	自平成26年 7月 1日至平成27年 6月30日事業年度から 自平成28年 7月 1日至平成29年 6月30日事業年度まで
地方 法人税	自平成27年 7月 1日至平成28年 6月30日課税事業年度 自平成28年 7月 1日至平成29年 6月30日課税事業年度	自平成27年 7月 1日至平成28年 6月30日課税事業年度から 自平成28年 7月 1日至平成29年 6月30日課税事業年度まで
消費税及 び地方消 費税	自平成26年 7月 1日至平成27年 6月30日課税期間 自平成27年 7月 1日至平成28年 6月30日課税期間 自平成28年 7月 1日至平成29年 6月30日課税期間	自平成26年 7月 1日至平成27年 6月30日課税期間から 自平成28年 7月 1日至平成29年 6月30日課税期間まで
源泉所得 税及び復 興特別所 得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税 及び復興特別所得税	自平成26年 8月11日至平成30年 4月10日に法定納期限が到 来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以下余白	
備考		